

西郷 広報

5月 1日

平成18年(2006)

No.425

—毎月1日・発行—

■平成18年度予算……2～3

■平成17年度の予算執行状況……4～5

Main Contents



二期目の出発

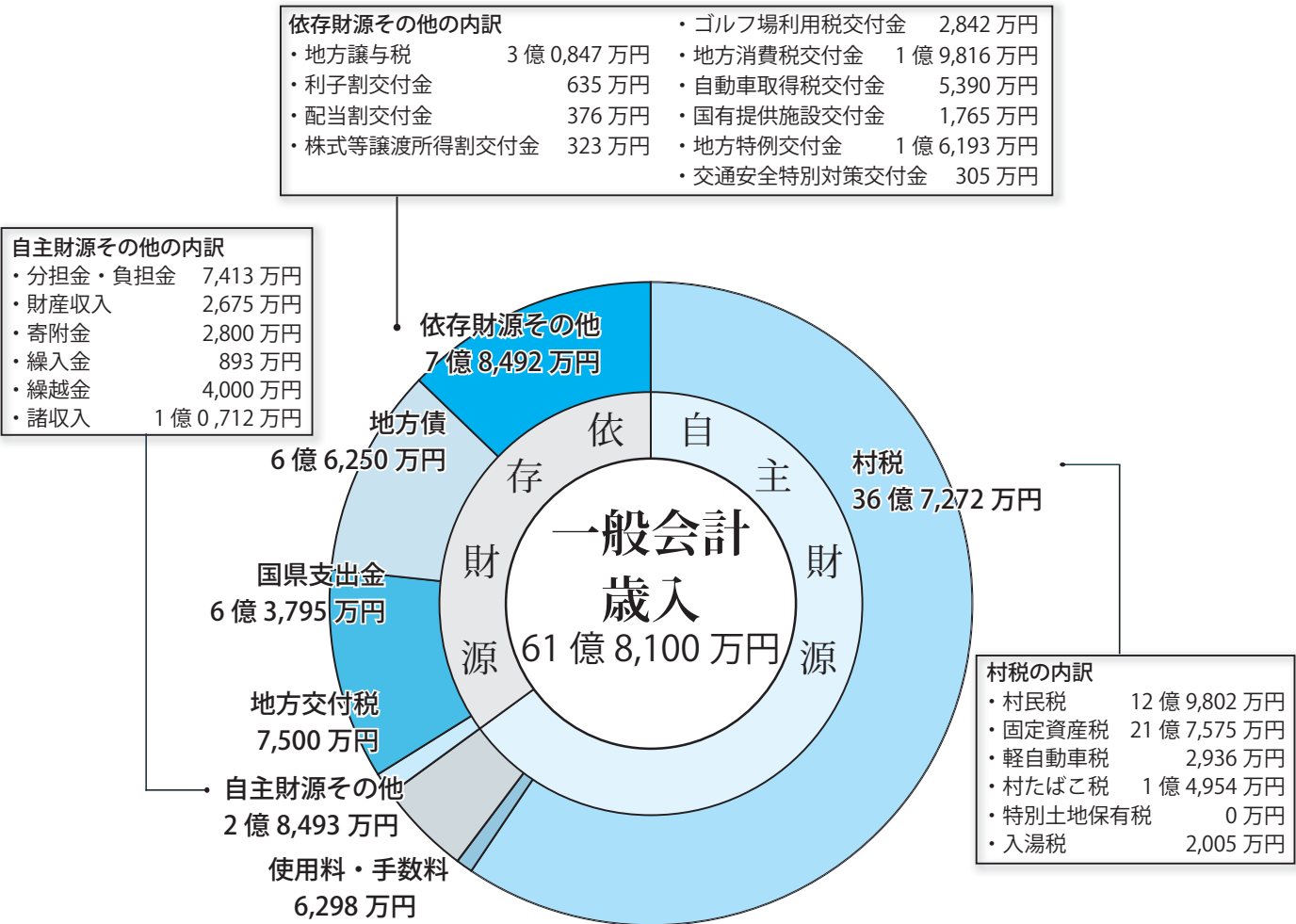
村長選挙で二期目の当選をした佐藤正博村長が初登庁しました。(3月28日)

今年はこのように使われます

平成 18 年度予算

一般会計予算は 61 億 8,100 万円

村では毎年 2 回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、3 月の村議会定例会で可決された当初予算を中心として、平成 18 年度の主なお金の使いみちについてお知らせします。国の施策である三位一体改革の中、厳しい財政状況ではありますが、福祉や環境の充実、社会資本の整備など、村民の皆さんが安心して暮らすことのできる村づくりをめざし、一般会計は 61 億 8,100 万円、前年度比 1.8% 増となりました。また、特別会計・企業会計予算につきましては、それぞれの事業目的の達成に努めました。



◆歳入◆

前年度に引き続き一部の業績良好な企業の積極的な設備投資等の影響により、村税については法人税及び固定資産税で前年度並みの収益を見込みました。

一方、村税増収の影響で、本年度も昨年度に引き続き不交付団体となる見込みで地方交付税は六・一%減となり、前年に引き続き大幅な減額となります。

地方債については対象事業の増により前年度比二・二%増となる見込みです。

◆歳出◆

予算編成にあたっての大きな特徴として、前年度に引き続き社会保障費の増により、民生費が前年度比六・四%増、普通建設事業費については対象事業費の増により、農林水産業費が二・三・五%増、土木費が七・三%増となります。

一方、前年度に引き続き人件費、物件費などの経常経費の削減につとめ、総務費が七・三%減、また、指定管理者制度の導入により商工費については二・四・四%の減となっています。

平成 18 年度一般会計当初予算の主な事業

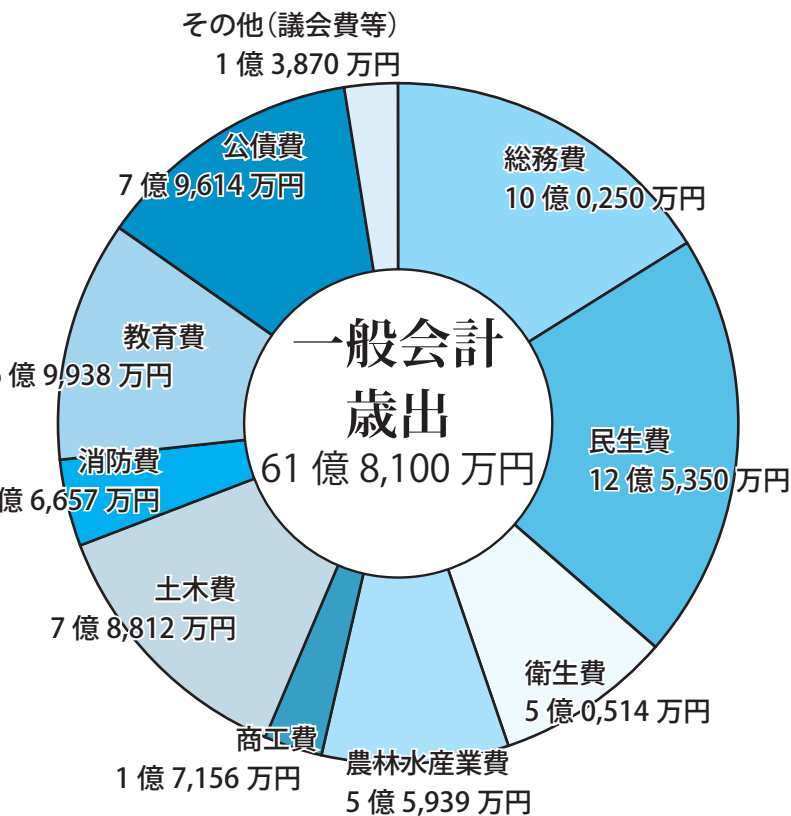
目 的	事 業 名
総 務 費	・福島県議会議員選挙費 ・税滞納管理システム費 ・防災無線施設雷保護システム費
民 生 費	・地域生活支援事業費 ・自立支援給付事業費 ・介護保険事業・介護サービス事業繰出金 ・みずほ保育園建設事業費
衛 生 費	・保健衛生事業 ・浄化槽設置整備事業
農林水産業費	・ふるさと農道緊急整備事業 ・熊倉ほ場整備推進事業 ・防衛施設周辺調整交付金事業 ・小規模道水路整備事業 ・国土調査事業
商 工 費	・水の郷自然紀行事業 ・甲子地区環境整備事業
土 木 費	・地方道路整備臨時交付金事業 ・小規模道水路整備事業 ・土地造成特別会計繰出金 ・防衛施設周辺調整交付金事業
教 育 費	・地域ぐるみ学校安全体制整備事業 ・小学校教育用パソコン配備事業 ・シンボルスポート推進事業 ・小・中学校補修事業費 ・上羽太コミュニティセンター建設事業費

村民 1 人当たりの額は・・・

318,410 円

- ・民 生 費 64,573 円
- ・教 育 費 36,028 円
- ・総 務 費 51,644 円
- ・土 木 費 40,599 円
- ・衛 生 費 26,022 円
- ・農林水産業費 28,816 円
- ・商 工 費 8,838 円
- ・消 防 費 13,732 円
- ・公 債 費 41,013 円
- ・そ の 他 7,145 円

※ H18.4.1 現在人口で算出
(19,412 人)



特別会計

会 計 名	予算額	前年度比 %
墓 地 特別会計	399 万円	100.0
国民健康保険 //	15 億 1,434 万円	105.1
老人保健 //	12 億 6,325 万円	95.5
土地造成事業 //	9,839 万円	98.1
公共下水道事業 //	12 億 4,181 万円	117.2
農業集落排水事業 //	1 億 8,138 万円	95.4
介護保険事業 //	7 億 9,244 万円	105.7
介護サービス事業 //	5,315 万円	39.1

公営企業会計

水道事業会計				工業用水道事業会計			
区 分	収入	支出	前年度比 %	区 分	収入	支出	前年度比 %
収益的	3 億 3,050 万円	3 億 3,050 万円	102.0	収益的	3 億 0,720 万円	3 億 0,720 万円	100.0
資本的	1 億 1,642 万円	2 億 5,993 万円	114.8	資本的	3,100 万円	1 億 8,090 万円	77.2

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 143,516 千円は、過年度分損益勘定留保資金 39,426 千円及び当年度分損益勘定留保資金 104,090 千円で補てんするものとする。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 149,900 千円は、過年度分損益勘定留保資金 64,609 千円及び当年度分損益勘定留保資金 85,291 千円で補てんするものとする。

西郷村のバランスシート（平成 16 年度）

バランスシートとは、従来の決算書では理解しにくい「村の資産」と、資産形成の財源である「負債、国・県補助金、一般財源（村税等）」の状況を企業会計に用いられている手法で示したものです。民間企業と地方自治体では、資産の意味、活動目的が違うので、単純比較はできませんが、合理的な企業会計の手法を取り入れることによって、財政運営の効率化に役立つものと考えています。

(単位:千円)

借	方	貸	方
(資産の部)		(負債の部)	
1 有形固定資産		1 固定負債	
(1) 総務費	1,089,014	(1) 地方債	6,989,565
(2) 民生費	2,525,289	(2) 債務負担行為	1,680,616
(3) 衛生費	142,499	(3) 退職給与引当金	1,272,329
(4) 労働費	514,235		
(5) 農林水産業費	2,224,756	(4) そ の 他	192,953
(6) 商工費	1,227,270		
(7) 土木費	11,719,954	固定負債合計	10,135,463
(8) 消防費	36,419	2 流動負債	
(9) 教育費	11,949,404	(1) 翌年度償還予定額	582,005
計	31,428,840	流動負債合計	582,005
(うち土地)	12,160,949	負債合計	10,717,468
有形固定資産合計	31,428,840	(正味資産の部)	
2 投資等		1 国庫支出金	4,754,141
(1) 投資及び出資金	1,031,691	2 県支出金	1,397,313
(2) 貸付金	150,000	3 一般財源等	18,473,274
(3) 基金	980,033	正味資産合計	24,624,728
(4) 退職手当組合積立金	292,513		
投資等合計	2,454,237	負債・正味資産合計	35,342,196
3 流動資産			
(1) 現金・預金	907,092		
(2) 未収金	552,027		
流動資産合計	1,459,119		
資産合計	35,342,196		

※債務負担行為に関する情報	①物件の購入等に係るもの	329,303 千円（本表に計上したものの除く）
	②利子補給等に係るもの	121,231 千円

住民1人当たりのバランスシート

資産	183万1千円
負債	55万5千円
正味資産	127万5千円

有形固定資産のうち施設の主なもの（単位：千円）

施 設 名	残存価格	費 目
役 場 本 庁 舎	37,061	総 務 費
保 健 福 祉 セ ン タ ー	661,538	民 生 費
ま き ば 保 育 園	405,364	民 生 費
熊 倉 児 童 館	148,077	民 生 費
温 泉 健 康 セ ン タ ー	793,303	商 工 費
村 営 住 宅 (岩 下 ・ 杉 山 外)	348,354	土 木 費
大 平 ア メ ニ テ ィ ー 広 場	671,022	土 木 費
西 郷 第 二 中 学 校	1,430,140	教 育 費
熊 倉 小 学 校	940,012	教 育 費
米 小 学 校	495,419	教 育 費
村 民 野 球 場	371,538	教 育 費
文 化 セ ン タ ー	40,532	教 育 費
上 野 原 公 園	178,133	教 育 費

残存価格……取得価格から減価償却累計額を差し引いたもの。

作成上の基本事項について
平成十三年三月に、総務省より出た「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」を参考に作成しました。

(1)対象会計……普通会計（一般会計及び墓地会計）
(2)作成基準日……平成十七年三月三十一日
(3)基礎数値……昭和四十四年度以降の決算統計数値を用いました。

(4)有形固定資産の評価方法
土地・建物等の財産を取得したときの価格（取得原価主義）を用い、土地以外の固定資産については、定額法による減価償却を行っています。取得原価が不明な資産（寄附等による取得）については、時価評価により計上しました。

(5)退職給与引当金の計上方法
十六年度末に全職員が退職したと仮定して算定した数値を計上しました。

平成17年度予算の執行状況

平成 18 年 3 月 31 日現在の一般会計、特別会計、公営企業会計の予算執行状況は以下のとおりです。

一般會計

●歳入

科目	予算額	収入済額	収入率
村 税	41億4,715万6千円	41億6,934万6千円	100.5%
地 方 譲 与 税	2億1,735万7千円	2億1,348万4千円	98.2%
地 方 交 付 税	4,000万0千円	4,171万8千円	104.3%
分担金・負担金	7,947万1千円	7,684万3千円	96.7%
使用料・手数料	8,575万0千円	7,965万5千円	92.9%
国 庫 支 出 金	3億5,980万3千円	3億1,158万7千円	86.6%
県 支 出 金	2億8,072万7千円	1億8,243万1千円	65.0%
財 産 収 入	4,647万6千円	4,464万5千円	96.1%
繰 入 金	6,624万1千円	6,604万5千円	99.7%
繰 越 金	7,131万6千円	7,131万6千円	100.0%
諸 収 入	1億0,032万0千円	9,947万3千円	99.2%
地 方 債	5億7,710万0千円	1億0,430万0千円	18.1%
そ の 他	4億6,767万4千円	4億7,595万6千円	101.8%
合 計	65億3,939万1千円	59億3,679万9千円	90.8%

特別會計

会計名	予算額	収入済額	収入率
		支出済額	支出率
墓 地	440 万 8 千円	497 万 3 千円	112.8%
		439 万 6 千円	99.7%
国民健康保険	15 億 1,345 万 1 千円	13 億 2,409 万 4 千円	87.5%
		13 億 9,492 万 1 千円	92.2%
老 人 保 健	13 億 7,400 万 4 千円	12 億 6,253 万 3 千円	91.9%
		12 億 2,302 万 5 千円	89.0%
土地造成事業	2 億 1,671 万 0 千円	2 億 2,082 万 1 千円	101.9%
		2 億 1,670 万 6 千円	100.0%
公共下水道事業	9 億 7,085 万 1 千円	6 億 2,169 万 5 千円	64.0%
		8 億 9,238 万 8 千円	91.9%
農業集落排水事業	1 億 8,738 万 7 千円	1 億 5,475 万 7 千円	82.6%
		1 億 7,990 万 2 千円	96.0%
介護保険事業	8 億 0,449 万 8 千円	7 億 8,518 万 4 千円	97.6%
		7 億 2,871 万 9 千円	90.6%
介護サービス事業	1 億 2,575 万 9 千円	1 億 2,013 万 4 千円	95.5%
		1 億 2,419 万 3 千円	98.8%

●歳出

科目	予算額	支出済額	支出率
議 会 費	1 億 1,859 万 0 千円	1 億 1,760 万 0 千円	99.2%
総 務 費	14 億 1,726 万 1 千円	13 億 7,727 万 2 千円	97.2%
民 生 費	11 億 5,036 万 6 千円	11 億 2,130 万 7 千円	97.5%
衛 生 費	5 億 2,480 万 0 千円	5 億 1,832 万 1 千円	98.8%
労 働 費	30 万 6 千円	25 万 2 千円	82.4%
農 林 水 産 業 費	4 億 9,075 万 0 千円	4 億 2,289 万 0 千円	86.2%
商 工 費	2 億 2,740 万 6 千円	2 億 0,990 万 3 千円	92.3%
土 木 費	8 億 1,291 万 5 千円	7 億 9,851 万 6 千円	98.2%
消 防 費	2 億 7,444 万 3 千円	2 億 7,262 万 1 千円	99.3%
教 育 費	7 億 5,264 万 8 千円	6 億 9,894 万 6 千円	92.9%
災 害 復 旧 費	0 千円	0 千円	0.0%
公 債 費	7 億 4,396 万 8 千円	7 億 4,264 万 3 千円	99.8%
予 備 費	2,593 万 8 千円	0 千円	0.0%
合 計	65 億 3,939 万 1 千円	62 億 8,027 万 1 千円	96.0%

一、公営企業会計

水道事業会計				
区分		予算額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	3 億 3,967 万 1 千円	3 億 4,534 万 1 千円	101.7%
	支出	3 億 3,967 万 1 千円	1 億 7,764 万 3 千円	52.3%
資本的	収入	3,849 万 2 千円	781 万 2 千円	20.3%
	支出	1 億 6,053 万 7 千円	1 億 2,512 万 1 千円	77.9%

工業用水道事業会計				
区分		予算額	収入支出済額	収支比率
収益的	収入	2億8,191万6千円	2億5,794万7千円	91.5%
	支出	2億8,191万6千円	1億2,666万0千円	44.9%
資本的	収入	3,520万0千円	1,320万0千円	37.5%
	支出	1億5,021万2千円	7,950万1千円	52.9%

基金及び地方債の状況

(平成 17 年度末予定)

●基金

財 政 調 整 基 金	8億9,736万8千円
減 債 基 金	5,326万7千円
地 域 福 祉 基 金	7,336万7千円
人 材 育 成 基 金	2億2,109万8千円
中山間ふるさと水と土保全基金	3,718万6千円
公 共 施 設 整 備 基 金	2億6,829万4千円

●地方債

地 域 振 興 基 金	3,804 万 6 千 円
義務教育施設整備基金	3 億 0,956 万 0 千 円
スポーツ振興基金	2,104 万 1 千 円
畜産振興基金	501 万 9 千 円
環 境 基 金	625 万 1 千 円
土 地 開 発 基 金	2 億 0,189 万 1 千 円

区 分	未償還額
一 般 会 計	69 億 8,956 万 4 千円
公共下水道事業特別会計	40 億 4,691 万 9 千円
農業集落排水事業特別会計	22 億 9,386 万 4 千円
介護サービス事業特別会計	2 億 3,927 万 1 千円
水 道 事 業 会 計	14 億 7,345 万 6 千円
工業用水道事業会計	16 億 9,881 万 3 千円

村議会報告

平成十八年第一回定例会（三月八日～十七日）が開かれました。定例会では、条例の改正や平成十八年度当初予算など村長提出の四十五議案及び報告二件、議員提出の七議案が審議されました。提出された議案の件名と議決状況についてお知らせします。

第一回定例会

村長提出議案

▽西郷村電源立地地域対策交付金基金条例（可決）

▽村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽区長の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村介護保険条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村家族旅行村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村温泉健康センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例（可決）

▽西郷村農民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村コミュニティセン

Ⅱ 請 願 Ⅱ

▽最低保障年金制度の創立を求める請願（不採択）

▽患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療を」求める請願（採択）

▽県内郵便局における集配業務を廃止しないことを求める請願書（不採択）

▽日本と同等の安全対策が実施されない限り、アメリカ産牛肉の輸入再開をしないことを求める請願

【同一件名で二件の請願提出】（採択）

▽「品目横断的経営安定対策」に係る請願（採択）

Ⅱ 陳 情 Ⅱ

▽谷地中消防屯所移転改築のお願いについて（採択）

ターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村情報公開条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村個人情報保護条例の一部を改正する条例（可決）

▽西郷村道路線の認定について（可決）

▽西郷村道路線の廃止について（可決）

▽土地の取得について（可決）

▽指定管理者の指定について【三件】（可決）

▽白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について（可決）

報 告（二 件）

▽専決処分の承認を求めるこ

とについて（専決第一、二号）（承認）

補正予算

補正予算とは、年度の途中で、状況の変化により、事業費を変更する必要があるとき、当初予算に変更を加える予算をいいます。

今回提出された補正予算は全て原案どおり可決され、別表のとおりとなりました。

議員提出議案

▽道路財源の確保に関する意見書の提出について（可決）

請願・陳情

第一回定例会に提出された請願は七件、陳情は六件でした。各所管の常任委員会が付託を受け審査し、本会議において次のとおり決定しました。

農家の皆さん農作物を霜の被害から守りましょう

西郷村では、農作物の霜被害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため役場に西郷村防霜対策本部を設置しました。四月五日から五月三十一日までの間設置され、霜注意報発令を農家の皆さんに伝えるなど、様々な対策を行います。

霜害の発生は、農作物に多大な被害をもたらし、農家経営にとつて脅威となります。これを未然に防止するためには、降霜予報が出た場合いち早い連絡体制が必要です。このため、農協等各関係機関が緊密な連携をとり、防霜対策本部の任務及び連絡体制を明確にし、降霜予報発生に備えることとしています。

また、霜害発生の場合には、被害の取りまとめ、農作物の生育状況と凍霜害技術対策などを話し合い、速やかに対策を講じ被害の軽減、拡大防止等に努めます。



防霜対策本部では、県からの降霜情報を村内の農家に速やかに伝えるため村内全域に配備してある防災行政無線を使用して周知徹底をはかり、被害を最小限度に抑えます。農家の皆さんは、対策本部からの情報や天気予報等に耳を傾け、農作物等の管理には十分注意して下さい。

●公営企業会計【3月補正】

区 分			補正額	総 額
水道事業会計	収益的	収入	4,220	339,671
		支出	4,220	339,671
	資本的	収入	△ 1,610	38,492
		支出	△ 3,771	160,537

区 分			補正額	総 額
工業用水道 事 業 会 計	収益的	収入	△ 25,300	281,916
		支出	△ 25,300	281,916
	資本的	収入	0	40,102
		支出	△ 14,437	150,212

●一般会計・特別会【3月補正】

会 計	補正額	総 額
一 般 会 計	270,344	6,539,391
墓 地 特 別 会 計	△ 257	4,408
国民健康保険特別会計	79,531	1,513,451
老人保健特別会計	△ 19,530	1,374,004
土地造成事業特別会計	111,673	216,710
公共下水道事業特別会計	△ 17,302	970,851
農業集落排水事業特別会計	△ 993	188,187
介護保険事業特別会計	32,039	804,498
介護サービス事業特別会計	△ 202	125,759

介護保険料額算定高水準の根拠

●介護保険料は、3年ごとに見直しを行い、その額の設定については、3年間の介護保険財政の均衡を保つことができる額とされています。

1. 高齢者数に占める要介護認定者数及び施設入所者が、他市町村に比べて多いこと。
同規模の矢吹町と比較すると、平成17年9月現在で矢吹町の高齢者数が3,898人、要介護認定者数が452人、施設入所者が91人、西郷村の高齢者数が3,053人、要介護認定者数が536人、施設入所者が120人となり、西郷村は矢吹町より高齢者数が少ないが、要介護認定者及び施設入所者が圧倒的に多くなっています。

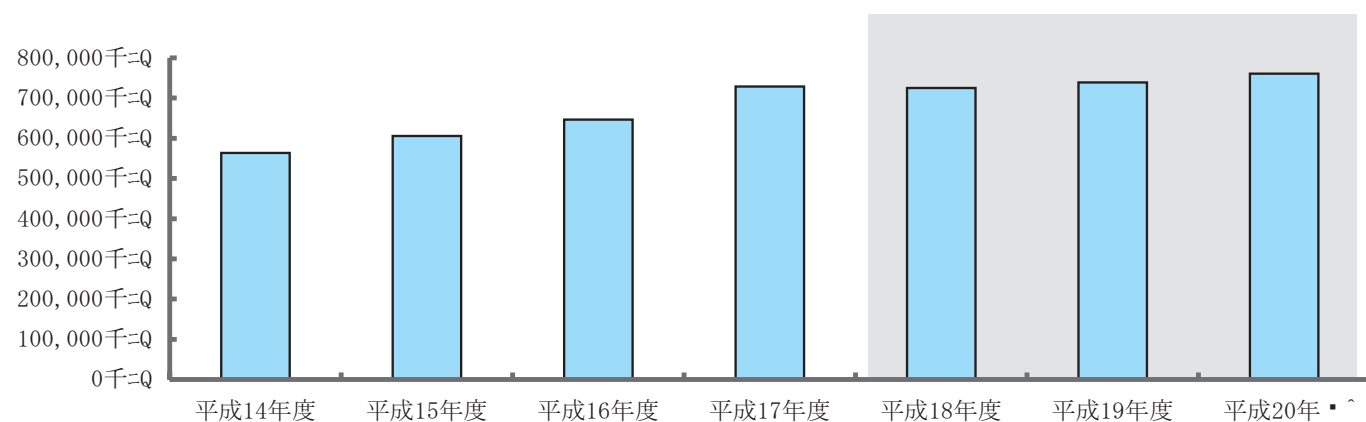
2. 西郷村にある介護サービス提供事業所が在宅サービス及び施設サービス共に充実していること。他市町村と比べても多い要介護認定者のうち、約8割の方がサービスを利用しており、その需要に対しても供給がほぼできているため、村内の介護サービス提供事業所は十分に整備されていると言えます。

3. 上記1及び2で述べたことにより、介護保険給付費が年々増加しています。（下記グラフを参考にしてください。）平成18年度から20年度の介護保険料額は、下記グラフの平成18年度から20年度の介護給付費額（見込額）に対しての財政の均衡を保つ額となります。



介護保険給付費の推移

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護給付費額	563,513千円	605,927千円	646,049千円	728,349千円	725,054千円	738,633千円	760,680千円



4. 上記3の平成18年度から20年度の介護給付費額に対して、65歳以上の高齢者が負担する介護保険料の率は19%となります。西郷村の65歳以上の高齢者数は3,053人、同規模の矢吹町では3,898人と西郷村は19%を負担する高齢者数が他市町村よりも少ないため、それだけ介護保険料の水準を上げる要因となっています。

■お問い合わせ先 健康推進課介護保険係 ☎ 25-3910

平成18年度から20年度の 介護保険料額が決まりました

介護保険料所得段階の第2段階が新第2段階と新第3段階に細分化され、所得6段階制から所得7段階制となります。

保険料率 2.0 1.5 1.25 1.0 0.75 0.5		平成 17 年度まで									
		第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階 (基準額)		第 4 段階	第 5 段階	第 6 段階	
		所得区分		生活保護受給者等		住民税世帯非課税者		住民税本人非課税者（世帯課税）	住民税本人課税の方で合計所得金額が 125 ～ 200 万円未満の方	住民税本人課税の方で合計所得金額が 200 ～ 400 万円未満の方	住民税本人課税の方で合計所得金額が 400 万円以上の方
		所得区分									
				平成 18 年度から							
		第 1 段階		新第 2 段階	新第 3 段階	第 4 段階 (基準額)	第 5 段階	第 6 段階	第 7 段階		
所得区分		生活保護受給者等	住民税世帯非課税者（年金収入＋合計所得金額 80 万円未満）	住民税世帯非課税者（年金収入＋合計所得金額 80 万円以上）	住民税本人非課税者（世帯課税）	住民税本人課税の方で合計所得金額が 125 ～ 200 万円未満の方	住民税本人課税の方で合計所得金額が 200 ～ 400 万円未満の方	住民税本人課税の方で合計所得金額が 400 万円以上の方			
月額	平成 17 年度まで	1,620 円	2,430 円		3,240 円	4,050 円	4,860 円	6,480 円			
	平成 18 年度から	1,940 円	1,940 円	2,900 円	3,870 円	4,840 円	5,800 円	7,740 円			
年額	平成 17 年度まで	19,440 円	29,160 円		38,880 円	48,600 円	58,320 円	77,760 円			
	平成 18 年度から	23,280 円	23,280 円	34,800 円	46,440 円	58,080 円	69,600 円	92,880 円			

春の交通安全運動の一環として、西郷駐在所前において、運転者に安全運転を呼びかける交通安全街頭活動が行われました。

村では、死亡事故ゼロ 1,000 日を達成し、さらに記録を延ばせるようにと交通対策協議会のみなさんが、運転者一人ひとりに「交通ルールを守ることが交通安全につながる第一歩です。」とチラシを配りながら声をかけていました。

いつも安全運転でね

4/10



あかるい環境だね

村地域安全推進協議会は、子どもたちにとって有害となるピンクビラの除去活動を行いました。

当協議会は、白河警察署からピンクビラ除去指定証を受け活動を行っています。

この日は、あいにくの雨の中、合羽などを着こんだ約 30 名が 4 班に分かれ、新白河駅周辺や上新田、大平地区の電柱に貼られたピンクビラ等の有害ビラを金属ヘラなどを使い取り除きました。

「おひざにだっこ」本の読み聞かせが村文化センターの図書室絵本コーナーにおいて行われました。これは、トークベアーズ読み聞かせサークルの皆さんによるもので、毎月第 2 木曜日午前 10 時 30 分より行われています。

子ども達は、おかあさんのおひざにだっこされ、色々な絵本にふれていました。

おかあさんといっしょ

4/13



6年間の無事故を願って

小田倉小学校で、交通安全ミニわらじの贈呈式が行われました。

この交通安全ミニわらじは、穂積アサさん 88 歳（小田倉字狼山）が趣味の手芸で作った 100 個を小学校に入学したばかりの新一年生に贈ったものです。

穂積さんは、小田倉小の卒業生で、「交通事故無く安全に通学して勉強してください。」とお話をして母校の後輩に手渡しました。

村内の各小中学校、幼稚園、保育園では、入園・入学式が行われました。子どもたちは、ぴかぴかのランドセルやかばんを持って両親に手を引かれ元気いっぱいでした。新しいともだちをたくさんつくって楽しく勉強してくださいね。



▲元気よくお返事できました（熊倉小学校）



ともだち、いっぱいつくろう



▲お父さんも緊張です（熊倉小学校）



▲何が始まるのかな（まきば保育園）



▲先生のお話分かった人！（みずほ保育園）



▲お母さんと一緒にパチリ（米小学校）

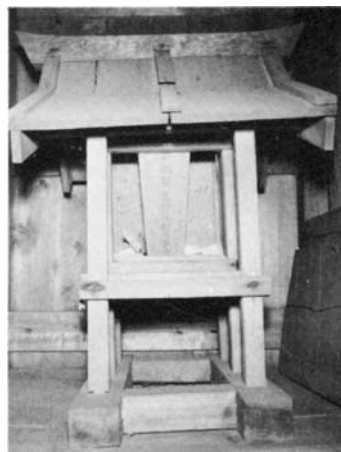
愛されるキャラクターとして

羽太小学校創立 130 周年記念として選定を進めていた「羽太小学校イメージキャラクター」に 6 年生の近藤沙織さんがデザインした「ハネッタくん」に決まりました。

近藤さんは、「羽太小学校の子ども達が明るく元気に仲良く勉強したり、運動したりすることを願って『羽太』の漢字をイメージして作りました。みんなに気に入ってもらえると嬉しいです。」と話してくれました。



2/20



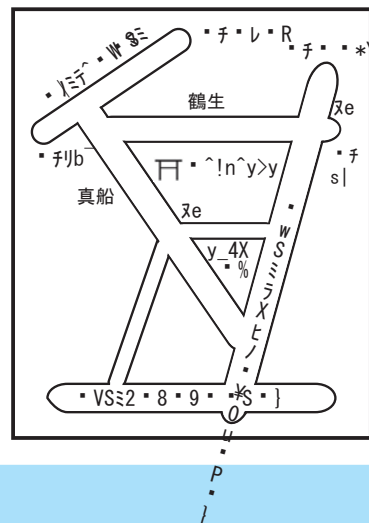
▲開運神社（『西郷村史』より）



▲杉の木立に囲まれる庭渡神社

にしごうの神社

第19回 「庭渡神社」 （真船）



役場から鶴生方面に向かう道の途中、右手に見えるのが庭渡神社です。『白河風土記』によると真船村には庭渡明神社、湯泉八幡宮、天王社（明治時代に八雲神社と改称）の三つの神社があったことがわかります。それぞれ村の辰（南東）、東、寅（北東にあると記され、天保八年（一八三七）の真船村の庄屋が書いた『御用萬留帳』には、八幡宮社地に二十本、天王社地に十一本の杉の木があることが記されており、それぞれにある程度の敷地をもっていたことがわかります。その後、明治四四年（一九一）に庭渡神社の社殿の右側の小祠に遷宮されたようです。庭渡神社本殿脇にある改築記念の碑には、大正十三年（一九二四）に現在地に建てられたとあります。

本殿内部には庭渡神社のご神体を祀る社の脇に開運神社が祀られています。これは明治五年（一八七二）に西郷戸長となり、馬産によって戊辰の戦火や凶作で廃村寸前に追い込まれた、西郷の村々を復興させようとした八田部才助の功績をたたえ、才助の亡くなった翌年の明治十一年（一八七八）に祀られたものです。

村内の危険箇所を1枚の地図に ～村通学路安全マップ作成～

村地域ぐるみの学校安全体制整備推進委員会は、通学時の児童、生徒の安全及び学校周辺の安全確保を目的として西郷村通学路安全マップを作成し、村内各家庭に配布いたしました。

この通学路安全マップは、地域ぐるみで安全を確保するために学校ごとの対策ではなく、PTA や交通安全、防犯、地域安全活動に携わる方の協力を得て作られています。マップの作成には、実際に危険箇所を児童生徒、教師、保護者が一緒に現地に行き調査したものが掲載され、とても分かりやすいものとなっています。

村では、子どもの安全見守り隊及び協力員が4月20日現在1,050名を超え地域の安全確保に向けて活動を行っております。



▲長谷部委員長と報告書及びマップ作成委員会代表
熊倉小学校山本校長先生

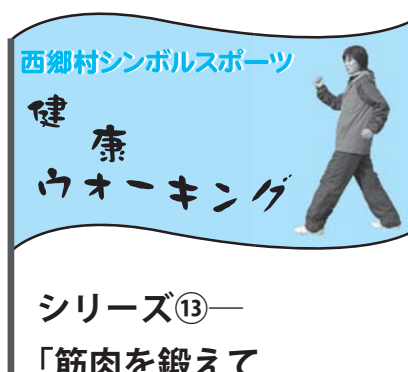
■子どもの安全見守り隊のご意見、お問い合わせ

西郷村教育委員会 学校教育課

☎ 25-2370

脳を若返らせる

脳は、筋肉にある筋紡錘（きんぼうすい）というセンサーから情報を受け取り、筋肉を制御しています。筋紡錘からの刺激を脳がくり返し受けることで、脳と筋肉の連携を向上させ、筋肉を効率的に動かすことができます。例えば、若い人でも三日も寝込んで立ち上がると、しばらくの間、足元がおぼつかなくふらつくことがあります。たった三日間でも、寝込むと歩くための筋肉が衰えると同時に、歩くという司令を出す運動神経も元気な時のようにすぐには働きません。



脳を若返らせる

全身の筋肉は、すべて、つながっていて、神経刺激によってグループ単位で動きます。すなわち、筋肉を動かすのは「脳」からの指令によります。言いかえれば、筋肉を使うということは、「脳」を使うということです。運動不足や、筋肉を使わない効率の悪い歩き方をしていると、「脳」が活性化されません。

体の中にある二つの筋肉

このように脳と足の筋肉は密接なつながりを持ち合っているのです。ですから、歩くことにより「脳」を活性化させ若返らせることが出来るのです。

「赤筋又は遅筋」は、体の深層部にあり、内臓を動かしたり骨を支えたりする体の基礎代謝に使われる重要な筋肉です。

この筋肉は、バーベルやダンベルなどでは、鍛えることはなかなかできません。「低負荷・高回数」で行うことでより可能となります。

ウォーキングでは、低負荷で時間をかけて歩くため、基礎代謝を高めダイエット効果や「赤筋又は遅筋」を鍛えることができます。

■お問い合わせ
生涯学習課・健康推進課

タニシの故事にならって ～春まつり～



四月十七・十八日に村指定文化財である火伏観音堂でお祭りが行われました。火伏観音堂は折口新田村を開いた榊原武助の妻が建立したと伝えられ、昔、観音堂が火災にあったとき、観音の慈悲を感じていた池のタニシが、身を焼いてお堂を守ったという故事から、火災を防ぐ神さまとして信仰されていました。十八日は観世音菩薩の縁日にあたります。

いつもは、白河市の龍蔵寺に安置されている聖観世音菩薩像が火伏観音堂に出開帳され、タニシの故事に倣って顔を黒く塗った、折口集落の子どもたちが、御神輿を担いで、集落一軒一軒を練り歩きました。

当日は寒い夜でしたが、子どもたちの元気なかけ声で寒さを忘れるくらいでした。

information

お知らせと情報

各課直通電話番号

課局室名	電話番号	課局室名	電話番号
総務課	25-1112	企画調整課	25-2943
税務課	25-1113	下水道課	25-2912
住民生活課(住民生活安全)	25-1114 25-2197	会計室	25-2934
行政サービスセンター	31-2237	議会事務局	25-2980
健康推進課(保健・国保)	25-1115	農業委員会事務局	25-2946
(地域福祉・高齢者福祉・介護保険)	25-3910	西郷村土地改良区	25-1116
学校給食センター	25-5121	学校教育課	25-2370
生涯学習課	25-2910	学校給食センター	25-1256
商工観光課	25-2910	生涯学習課	25-2371
農政課	25-1116	水道事業所	25-2962
建設課	25-1117 25-1118	水道事業所	
		代表	25-1111

●歯科医 休日当番日

5. 3	芳賀医院 歯科 室	(西郷村)	☎ 25-2862
5. 4	早坂歯科医院	(白河市)	☎ 24-6480
5. 5	はやし歯科医院	(白河市)	☎ 24-1818
5. 7	古市歯科クリニック	(中島村)	☎ 52-2894
5.14	ほずみ歯科医院	(白河市)	☎ 22-7211
5.21	ひまわり歯科医院	(白河市)	☎ 23-5991
5.28	水野谷歯科医院	(中島村)	☎ 52-3933

●小児科医 休日当番日（白河地区）

5. 3	白河厚生総合病院	(白河市)	☎ 22-2211
5. 4	白河厚生総合病院	(白河市)	☎ 22-2211
5. 5	白河厚生総合病院	(白河市)	☎ 22-2211
5. 7	わたなべ子どもクリニック	(白河市)	☎ 21-2166
5.14	関医院	(白河市)	☎ 23-3003
5.21	岡崎小児科内科医院	(白河市)	☎ 23-7811
5.28	おかざきクリニック	(白河市)	☎ 23-2551

●内科医 休日当番日（白河地区）

5. 3	佐藤循環器内科クリニック	(白河市)	☎ 24-2311
5. 4	穂積医院	(白河市)	☎ 22-5101
5. 5	すずき内科クリニック	(白河市)	☎ 24-4114
5. 7	鈴木ホームクリニック	(白河市)	☎ 31-8181
5.14	千葉医院	(白河市)	☎ 24-2080
5.21	つかはら内科クリニック	(白河市)	☎ 24-1011
5.28	南湖こころのクリニック	(白河市)	☎ 23-4401

※電話案内 しらかわ救急情報センター ☎ 23-9909
(看護師が電話にて当番医の紹介や当番医以外の専門医等の紹介や場所の案内をします。)

●今月の納税

軽自動車税(全期)

5月31日(水)までにお納めください。
※納税は便利な口座振替で

お知らせ

情報公開・個人情報保護制度運用状況

平成17年度の運用状況は次のとおりでした。

●情報公開条例▽義務開示（開示請求）Ⅱ請求件数1件（全部公開1件）、任意開示（開示申出）Ⅱ請求件数0件▽公文書公開請求者Ⅱ実施機関が行う事務または事業に利害関係を有するものと認められ

る者1名

●個人情報保護条例▽開示等請求受理Ⅱ0件

●不服申立てⅡ0件

■問合せ 企画調整課

人権擁護委員

総務省では、西郷村を担当する人権擁護委員として、平成18年4月1日付で次の方を再委嘱いたしました。
・人権擁護委員 田邊敏捷
・住所 西郷村大字米字間ノ原107-25-1135

※その他に4名の方が西郷村人権擁護委員となっております。

・小松毬男 ☎25-0888
・真船哲雄 ☎25-3639
・菊地芳枝 ☎25-1159
・松田ハルヨ ☎25-1724

※人権擁護委員はいつでも自宅で相談に応じております。

■問合せ 住民生活課（住民係）

自動車税・軽自動車税

平成18年度の自動車税については5月10日頃、軽自動車税については

9時～16時まで

また、身体あるいは知的もしくは精神に障がいのある方で一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税・軽自動車税のうち、どちらか一方の減免を受けられますので5月24日(水)までに手続きをしてください。

※自動車税・軽自動車を納めたときの領収書には、車検時に必要となる「継続検査用の（車検用）の納税証明書」が付いていますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

生活路線バスの時刻変更のお知らせ

平成18年4月より、村内の路線バスを改正し運行しているところですが、5月1日よりバスの時刻が一部変更になります。

～変更する便～		(変更後)
台上経由綱子線	新白河駅高原口発	6：50 ⇒ 7：05
原中経由川谷線	川谷発	7：20 ⇒ 7：15
追原経由甲子線	高原ホテル前発	16：40 ⇒ 16：45

軽自動車税で口座振替をご利用の方には、引落確認が出来ましたら、6月中旬に継続検査用（車検用）の納税証明書を送付いたします。
■問合せ
▼自動車税
福島県県南地方振興局県税部
☎23-1519
▼軽自動車税 税務課

く西郷村シンボルスポーツ・健康ウォーキングの日

●日時 5月21日(日) 5時30分集合
●コース

・上新田推奨コース17
・下新田推奨コース18

●集合場所 ジャスコ社員駐車場
■問合せ 生涯学習課

憲法週間

裁判所では、毎年、憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを「憲法週間」として、各地で様々な行事を行っています。

ところで、「裁判員制度」という言葉を聞いたことがあると思います。国民の中から無作為に選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判

官と一緒に裁判を行う制度のことです。

平成21年5月までにスタートするこの制度は、国民の皆さんの協力がなくては成り立ちません。全国の裁判所で行われる憲法週間記念行事では、裁判員制度をテーマとした催しも企画していますので、是非ご参加ください。

中退共制度

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の国の退職金制度です。

【メリット】
・適格年金制度からの移行先です。
・管理が簡単です。
・掛金の一部を国が助成します。
・掛金以外の経費がかかりません。
・掛金は全額非課税です。

■問合せ 中退共
☎03-3436-0151

税制面でのメリットが多い制度

小規模企業共済制度Ⅱ小規模企業者の方が事業をやめられた場合などに備えて資金積立てをする「経営者

の退職金」として126万人が加入しています。掛金が全額所得控除になるうえ、共済金として受け取る際にも退職所得または公的年金等の雑所得として取り扱われるなど税制面のメリットが多い制度です。

中小企業倒産防止共済制度Ⅱ連鎖倒産を防止する制度として、約31万社が加入。通常の金融審査ではなく、倒産した取引先との商取引の事実確認により借入れができる制度です。

■問合せ 中小企業基盤整備機構東北支部共済普及室
☎022-265-1163

「馬と人との年代記」開催——大陸から日本、そして福島へ——

会津若松市にある福島県立博物館で春の企画展として、「馬と人との年代記」が開催されています。馬がいつ、どのようにして日本、そしてふくしまへ入り、利用されていったか、様々な資料が展示されています。今回、昭和十七年頃の軍馬補充部碑返牧場の写真や考古部門展示には西郷村の真名子B遺跡で出土した壺や新白河駅建設の際の発掘調査で出土した土器群が展示されています。

す。この機会に是非ご覧になつては
いかがでしょうか。なお、開催期間
は次のとおりです。

●開催期間

4月22日(土)～6月11日(日)

●開館時間

9時30分～17時
(入館は16時30分まで)

●休館日

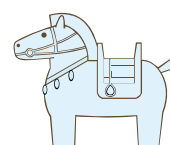
毎週月曜日
(ただし、5月1日は開館)

●企画展観覧料

一般・大学生 500円
高校生 300円
小・中学生 200円

●場所

福島県立博物館
■問合せ 0242-28-6000



まほろん4・5月のお知らせ

●実技講座

4月29日(土) つり針づくり

5月6日(土) 土笛・土鈴づくり

●文化財研修

4月30日(日) 土器づくり

5月28日(日) 土器焼き

●館長講演会

4月22日(土) 第一回「日本列島の
風土、旧石器文化」

5月27日(土) 第二回「縄文文化」

●企画展

3月11日(土)～5月14日(日)
春のてんじ「新編陸奥国風土記巻
之五 会津郡・耶麻郡その1」

※募集人数、行事日程等の詳しい
内容についてはお問い合わせくださ
い。

■問合せ まほろん
(福島県文化財センター白河館)

☎0248-21-0700

相 談

春の行政相談週間

五月二十二日～二十八日

5月22日～28日までの1週間は
「春の行政相談週間」です。

行政相談委員は、総務大臣から委
嘱され、行政(国や県、村)やNT
Tなどの特殊法人等の仕事に対する
苦情や要望をお聞きし、皆さんと関
係行政機関等の間にたつて解決を促
進するよう相談に応じています。

西郷村では、毎月1回「西郷村文
化センター2階」で行政相談所を開
設しており、相談委員が相談に応じ
ています。毎月の相談日は村の防災
無線放送でお知らせしますが、行政
相談委員はいつでも自宅で相談に応
じています。是非、お気軽にご相談
ください。

◆行政相談委員

越前六郎 ☎25-3367

平成18年度白河地方就職

ガイドランス

参加企業の概要・特色を紹介した

後、各企業の人事担当者と学生によ
る個別面談を実施します。

●日時 5月26日(金) 14時～16時

●場所

ホテルサンルート白河「富士の間」

■問合せ 県南地域地場産業振興対
策協議会事務局

☎22-1145

●善意

ありがとうございます。

◎西郷村に寄付された方々をご紹介
します。

▼菊地武夫さん

【白河市】

(3月20日、西郷村村政振興のた
めに) 一〇〇、〇〇〇円

▼小針 淳さん

【米】

(3月30日、故小針正三郎氏の遺
志による村政振興事業のために) 三〇、〇〇〇円

▼二瀬愛子さん

【大平】

(4月4日、故二瀬馨氏の遺志に
より、役場庁舎内において、来庁者
に鑑賞していただきたいために)
水石「青虎石」 1個

行事

2006 年 5 月
May

カレンダー

●今月の顔

1 歳 6 ヶ月児健康診査 (4/14)

に来ていた子どもたちです。

日	月	火	水	木	金	土
			3 憲法記念日	4 国民の休日	5 こどもの日	
	8 健康相談・母子手帳交付日 (13:00 保健福祉センター)		10 心配ごと相談会 (13:00 高齢者生活支援センター)	11 12～13 ヶ月児健康相談 (9:30 保健福祉センター) 子育て講座 (13:00 保健福祉センター)	12 幼年消防入団式 (10:00 みずほ保育園)	13 健康体操教室 (10:00 保健福祉センター)
		16 少年少女バレーボール教室 (19:00 村民体育館)	17 寿学級 (10:00 アクティブセンター西郷)		19 花いっぱい運動 (9:00 甲子地区 289 号線沿い)	20 運動会 (熊倉小、小田倉小、米小、羽太小、川谷小・中各校庭) ふるさと講座 (10:00 文化センター)
21 健康ウォーキングの日 (5:30 ジャスコ駐車場集合) 楽しくトレッキング (7:30 文化センター集合)	22 健康相談・母子手帳交付日 (13:00 保健福祉センター)	23 少年少女バレーボール教室 (19:00 村民体育館)		25 4 ヶ月健康診査 (13:00 保健福祉センター) 心配ごと特別相談会 (13:00 高齢者生活支援センター)		
28 第 13 回 赤面山山開き (7:00 受付開始 旧白河高原スキー場)	29 行政相談所 (13:30 文化センター)	30 少年少女バレーボール教室 (19:00 村民体育館)	31 歯科クリニック (幼児 13:00、6 歳児 13:45 保健福祉センター)			

★県南地域の主な行事です (NPO 法人カルチャーネットワーク提供)

- ・ 5/3 ～ 5 白河関の森公園「端午の節句」(白河関の森公園 10:00)
- ・ 5/5 昔話を聞こう (まほろん 10:30)
- ・ 5/7 あそびの学校「モールで描く写真立」(ジャスコ白河西郷店 13:30)
- ・ 5/14 THE こども祭り (白河中央福祉センター 9:30)
- ・ 5/14 白河茶道連盟春季大茶会 (南湖公園翠楽苑 9:00)
- ・ 5/14 爆笑バトルライブ 2006in 白河 (白河市民会館 15:30)
- ・ 5/19 おはなし講座「白河地方の地名のはなし」(白河市立図書館 14:00)
- ・ 5/25 子育てママのしゃべり場 (天神町県南生協 10:00)

誌上天然色作品展

(村内の小・中学校の児童や生徒のみなさんの作品を紹介しています。)

図画

「卒業」



川谷小学校旧六年
全 児 童

詩

「ひみつのえんそう会」



川谷小学校旧四年
八 島 知 優

書

「野球」



川谷小学校旧五年
菊 地 登

担任の佐藤 仁先生から一言



平成十七年度卒業生が全員で、はり絵に挑戦しました。未来へのドアを開け、旅立とうとする卒業生とそれを見守る在校生を表現しました。

担任の田崎 奈々恵先生から一言

夜の音楽室はとてにぎやか
每ばん每ばんえんそう会
ピアノの音や太この音がひびいてる
ポロンドンドンポロンドンドン
つられて鉄琴木琴も
ポンポンキーンポンポキーン
のぞいてみたいな 夜の音楽室

音楽が大好きな知優さん。夜の音楽室を想像してユニークな詩が書けましたね。ついのぞきたくなる…。そんな気持ちになりますね。

担任の鈴木 悦子先生から一言



ソフトボールのスポ少に夢中です。好きな言葉に「野球」を選んで書きました。自分の思いを、一筆一筆に込めて書きました。